

人権とは何か？

法政大学教授 金子匡良

1、人権の土台－人間の尊厳と個人の尊重

広辞苑(第7版)では、人権を「人間が人間として生まれながらに持っている権利」と定義しています。このような定義は一般的な人権の理解とすることができます。しかし、この定義では人権の具体的な中身が不明なままです。そこで多くの学者が人権の中身を明らかにしようとしたのですが、議論は百家争鳴の状態になっています。

では、少し視点を変えて、人権はなぜ必要なのかを考えてみましょう。人権の必要性を考えるに際して重要な要素は、「人間の尊厳」と「個人の尊重」です。この2つの概念が、人権の土台を成しているといえます。

人間の尊厳は、人間は存在しているだけで尊いということです。これを個々人のレベルで保障するのが「個人の尊重」という概念です。すべての人間に尊厳があり、その生命・身体・人格を侵してはならないのであれば、当然、一人ひとりの人間、すなわち個人の生命・身体・人格を脅かすことも許されません。なぜならば、人間はただそれだけで尊い存在であり、その尊さに区別はつけられないからです。

「人間の尊厳」から「個人の尊重」が生み出されるのですから、この2つは不可分一体のものとして結びついており、両者を切り離すことはできません。

2、人権の具体的内容

人権が人間の尊厳や個人の尊重を実現するための権利であるならば、人権は個人の生命・身体・人格を保障するための権利とすることができます。つまり、生命を奪われない権利(生命権)や、身体を傷つけられたり拘束されたりしない権利(身体的自由権)が人権に含まれることには議論の余地がありません。

問題は、人権として保障される「人格」の内容をどのように捉えるかです。ここでいう「人格」とは、一人ひとりの人間が、自分の人生の主人公として、自分らしく生きていくことを意味します。そのため

に必要な権利は人権に含まれることになるのですが、そこにどのような権利を含めるかについては、論者によって考えが分かります。

これについて多くの学者は人格的利益説という考え方を支持しています。この説は、個人の人間性と強く結びついた利益は人権として認めるものの、それ以外のものは人権とは認められないという説です。この考え方に従えば、自分の信じるべき宗教を選択すること(信教の自由)や、自分の考えを話したり書いたりすること(言論・出版の自由)などは、個人の人間性と深く結びついているため、人権として認められることとなりますが、好きな服を着ること、好きな髪型をすること、タバコを吸うこと、ペットを飼うことなどは、その人の人間性と強く結びついた利益とはいえないので、人権には含まれないと解されます。

しかし、好きな服を着ることは、ある人にとっては大して意味のあることではないかもしれませんが、他の人にとっては重要な自己表現かもしれません。ペットを飼うことは、ある人にとっては結婚や子どもを持つことと同じような大きな意味を持っているかもしれません。そうであるならば、個々の人生における様々な決定は、なるべくその人の意思に任せるべきであり、それこそが個人の尊重であるという考え方もあります。このような考え方は一般的自由説と呼ばれています。

しかし、個人の人生における自由な意思決定のすべてを人権だと認めるとなると、個々人の生活そのものがすべて人権ということになってしまい、世の中が人権だらけになってしまいます。そうすると人権のインフレーションが起こり、その価値も低下してしまうこととなります。そのため、学者の間では、人格的利益説を支持する人が多数を占めています。

3、なぜ個人を尊重しなければならないのか？

先ほど人権の土台には「個人の尊重」という原理があると述べましたが、なぜ個人を尊重する必要があるのでしょうか。個人を尊重するよりも、むしろ全体の利益や調和を尊重する方が、多くの人びとを幸福にできるのではないのでしょうか。より多くの人びとを幸せにするためには、むしろ個人の利益を制限するべきではないのでしょうか。

実は、この問題も様々な角度から議論が行われている人権論の

難問です。ここでは、この問題に対する応答のひとつとして提示されている「究極的価値の比較不可能性」という考え方を紹介しましょう。ここでいう「究極的価値」とは、「人はなぜ生きるのか」「何を目的に生きるのか」「私は何のために存在しているのか」といった人生の根幹を支える価値観や目的意識のことです。

例えば、今ここに「お金を稼いで裕福になることが人生の目的である」、「お金よりも家族仲良く健康でいられることが人生の目的である」、「お金よりも家族よりも健康よりも、国家のために尽くすことが人生の目的である」という 3 つの究極的価値観があるとします。さて、この 3 つのうち、どれが最も高い価値を有するといえるでしょうか。この問いについては解答など存在しないというのが、「究極的価値の比較不可能性」から導かれる答えです。究極的価値の優劣は比較不可能であり、どの価値が優れているかを客観的に決めることなどできません。したがって、一人ひとりの人間を最大限尊重するという個人の尊重に行き着くのです。

4、個人の尊重と自由主義

この究極的価値の比較不可能性を土台にすると、自由主義（リベラリズム）が導かれます。人間は自由の中にあつてこそ、自分の人生の主人公になれるという考えです。他人に迷惑を掛けない限り、どんな人生を選択するかは、その人の自由に任されるべきであり、それがその人の幸福に繋がるという考え方です。究極的価値が比較不可能であると考えれば、人間は自分の生き方を自分で選択し、自分なりの幸福を追求すべきであるという自由主義に繋がることになります。

しかし、自分の生き方を自分で選択するためには、一定の条件が必要です。自由にものを考えて、自由に行動できなければ、自分らしい人生を送ることはできませんし、差別を受けることなく平等に取り扱われなければ、自由に生きることはできません。自分の人生を自分で選択して生きることを可能にするためには、これらの条件が整備されることが必要です。このような条件を権利として保障したものが人権なのです。つまり、究極的価値の比較不可能性に基づいた自由主義的な社会は、必然的に人権の保障を必要とするのです。

5、人権の制約

人権は人びとの生命・身体・人格という根幹的な利益を守るものですから、それを侵してはなりません。人権を否定することは、その人の人間としての尊厳を侵すことになります。一方で、人権は決して無制約なものではなく、必要な場合には、一定の制約を課すことができます。例えば、他人の人権を脅かすような行為を人権の名の下に認めるわけにはいきません。

どのような場合に人権を制約できるかは、ケースバイケースで考えていくしかありませんが、野放図に制約を認めてしまえば、人権が不当に侵害される危険性が生まれます。そこで、どのような場合であれば人権をどこまで制約できるのか、という人権の限界を示しておく必要があります。

日本国憲法では、「公共の福祉」のためであれば、人権を制約できると定めています。この「公共の福祉」が何を意味するかについては、様々な議論がありますが、他の人の権利や社会的に重要な利益は公共の福祉に当たると考えられています。

6、人権と民主主義

人権が保障されるためには、民主主義が機能している必要があります。つまり、国の運営を人びとの自由な討議と投票によって行うことが求められます。なぜならば、一部の権力者に国家の運営がすべて委ねられているような社会では、人びとの自由も権力によって容易に縛られてしまうためです。

しかし、民主主義は、その使い方次第では人権を脅かすものになることがあります。それはどのような場合でしょうか。民主主義では、どうしても意見の一致が見られないときには、やむを得ず多数決で決定を行うことがあります。この多数決による決定が乱用されれば、少数者の利益が多数者によって圧迫され、少数者の人権が脅かされることもあり得ます。人権は民主主義なしには実現しませんが、民主主義であってもその使い方次第では、人権の脅威になるということに注意しなければなりません。

7、人権を特に必要とする人びと

人権はすべての人に平等に認められるものですが、民主主義が機能している社会では、多数者の利益は放っておいても実現され

るため、人権保障に際しては、社会的弱者の人権が特に重視されなければなりません。ここでいう社会的弱者とは、民主主義の中では自分たちの利益を実現しづらいような、社会的な発言力の弱い人びとのことです。例えば、障害者は健常者に比べて数が少ないため、民主主義的なプロセスの中で自分たちの利益を実現するには困難が伴います。女性は男性に比べて数が少ないとはいえませんが、政治家や財界のリーダーに女性が圧倒的に少ない現状を考えれば、社会的弱者といえます。選挙権を持たない子どもは、そもそも民主主義のプロセスに参加することができないため、やはり社会的弱者です。その他、外国籍の人びと、高齢者、病者といった人びとも、社会的弱者といえるでしょう。こうした人びとの人権に、より強い関心を寄せ、より多くの配慮をすることが、人権が保障される社会を築くために必要なことといえます。

8、災害と人権

社会的弱者への配慮がとりわけ求められるのは、災害などの非常事態が発生したときです。災害などが生じた際には、社会的弱者にいつも以上に大きな負担がかかり、人権が圧迫されます。障害者や病者などは、健常者よりも生命や身体が危険にさらされます。女性や子どもは、男性や大人よりも生活の不自由を被ることになります。その一方、こうした非常時には、普段よりも多数者の利益が優先され、社会的弱者は声を上げにくい状況になります。非常時には、厳しい状況に置かれている弱者ほど、更なる負担を強いられ、多数者と弱者との格差が通常時よりも拡大するのです。

こうした事態を緩和するためには、災害などが生じた際に、社会的弱者の視点に立った取り組みを実施することが必要です。しかし、そうした取り組みは災害時に急に行えるものではありません。普段から社会的弱者の声に耳を澄まし、そうした声を活かした制度づくりや仕組みづくりを心がけていなければ、災害時に生じる弱者への過度な負担や人権侵害は防止できないのです。

災害の発生が避けられない以上、日常から社会的弱者の声を取り入れ、社会づくりに活かす習慣を付けていかなければなりません。普段から人権が保障される社会をつくることは、重要な災害対策でもあるのです。元日に能登半島地震が発生した2024年こそ、そのことを深く心に刻みつけることが必要でしょう。

災害と人権擁護

人権教育啓発相談員 久間泰弘

1、はじめに

< 災害大国日本の現状 >

2011年3月11日に発生した、東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故以降、全国的に防災・減災の意識が高まり、行政・民間問わず様々な準備が図られるようになりました。しかし、その対応を上回るかのように毎年発生している大雨・台風による風水害など、各種災害は日本のみならず世界的にも増発傾向にあります。

既にご承知の通り、私たちの日本は「災害大国」と言われています。一般財団法人国土技術研究センターが報告しているデータを参考に、その根拠を以下に示します。

- ・日本の国土面積は全世界の0.25%だが、世界の10.4%の活火山を有する火山国である
- ・世界で起きるM6以上の地震の内、日本国内だけで世界総数の約5分の1(21%)を占める(※活火山は過去1万年以内に噴火したもの。気象庁・内閣府作成データ)
- ・台風は、過去50年間：年間最大発生数39、最大接近数19、最大上陸数10となっている。また、2010年—2019年の10年間においては、各年平均：25.2の台風が発生し、12.3が日本に接近、3.7が上陸して被害をもたらしている
- ・日本において最も平均的に被災するのは水害で、過去10年間に全国自治体(政令市20、市792、町743、村183、合計1,718総務省2024年2月時点データ)の90%が水害を経験し、約450(38%)の市町村は、改善が難しい地理的・経済的問題により、慢性的に被害を繰り返している

< 災害フェーズの変化 >

災害時の犠牲者は、発生15分以内に80%以上とされ、大規模な地震(震度6以上)や洪水等では、起きてから出来ることは限られています。

災害の時間経過を表した「災害サイクル」では、【①発災⇒②緊急救援期⇒③復旧期⇒④生活支援期⇒⑤復興期⇒⑥平常時⇒①発災】という流れによって私たちの平時非常時を示していますが、ここで最も重要なのは、⑥平常時のフェーズにおいて、どれだけ事

前の防災・減災対策ができるか、ということになります。

2、災害時の人権…災害ブラックボックスと要援護者

<災害ブラックボックス>

被災地では、発災当初において基本的人権の保持が難しい一面があるのは周知の通りですが、その代表的なものとして次のような権利があります。

平等権：性別や年齢、職業、生まれた場所などに関係なく、全ての人が等しい扱いを受ける権利

自由権：自由に生きることが保障される権利。自由にものを考え、出版や発表をしたり、好きな場所へ移動できたりする権利

社会権：人間らしい豊かな生活が保障される権利。病気などで生活に困った人が支援を受けたり、無償で義務教育を受けたりすることができる権利

災害と人権侵害はいつも隣り合わせの関係にあるといっても良いでしょう。それは、大災害は多くの人命を危機にさらし、人々の日常を奪い、理不尽な苦しみのもとに被災者の人権を脅かすからです。

また、災害はブラックボックスとも例えられます。年齢、性別、属性、地位、心身の特性など、平常時は暗黙の了解によって認識され、物理的に他所で成立している各存在が、災害発生時は、一時的に非選択的な物理的空間へ移動させられる状態となり、平常時に潜在していた問題(様々な感情、軋轢、偏見差別)が、ブラックボックス(避難所等)空間で顕在化してきます。

<災害時要援護者(災害弱者)とは誰か>

被災者の中でも、高齢者や障害者、病人やけが人、心理的に影響を受けやすい子ども、言葉の壁のある外国籍の人などは、特別な援助や配慮を必要とする、「災害時要援護者」となり、社会的弱者の中でも“災害弱者”とされ、その困難性はより大きなものになります。以下は、災害弱者の避難所生活での困難ケースです。

高齢者

大勢が密集して暮らしているので通路が狭く、段差もあり、トイレも和式のため、用を足しに行きづらく、我慢してしまう。食事や水分を控え、脱水症状や便秘など体調不良を起こしやすい。

肢体不自由者

段差を一人で上がれない。和式トイレが使えず皆が寝静まった後、床に新聞紙を敷いて用を足した。

視覚障害者

避難所の真ん中付近が居住スペースに割り当てられたため、一人での移動が難しくなった。

聴覚障害者

救援物資の配布の告知が放送だけで、気がつかずに受け取れなかった。

知的障害者、自閉症の方など

知的障害や自閉症の方は、集団生活のなかでは奇声を発したり多動に陥ることも多い。そのため、気兼ねから避難所を退所する家族も見られた。また乳幼児を抱える家族からも、夜泣きなどのために避難所に居づらくなるという声も多い。

(※NPO レスキューストックヤード報告より引用)

3、私たちにできること…心理的応急処置を知る

<心理的応急処置とは>

ここまで、災害時の人権について確認してきましたが、これまでの被災現場においては、支援・協力し合うはずの行動が、残念ながらかえって相手を傷つけてしまうということも発生しています。

災害と隣り合わせの私たちは、いつ被災者となり、そして支援者となるか分かりません。今後の災害発生時に一体何ができるでしょうか。それは、二次被害防止、つまり他者を不要に傷つけない対応・配慮になります。そのような時にできる具体的方法として、「心理的応急処置」を紹介します。

「心理的応急処置 (Psychological First Aid、以下 PFA)」は、2011 年に WHO(世界保健機関)と戦争トラウマ財団、ワールド・ビジョン・インターナショナルが PFA マニュアルを刊行。PFA は、その実用性を広く認められ、世界各国で利用されており、日本でも東日本大震災以降、精神保健や災害リスク関係者をはじめ幅広く活用されています。その内容は、極めてストレスの強い出来事を体験した人たちに対して、どのような言動が支えとなるのかを考慮し作成されています。同時に、どうすれば他者を不要に傷つけないのかについても言及されており、これらは災害時において心理の専

専門家ばかりでなく、一般市民やボランティアにも必要とされています。

ここでは、被災された方の助けとなる基本的な姿勢と、とくに災害の際にリスクが高く、特別な支援を必要とする可能性がある子ども、高齢者、障害をもつ人について、その方法論をいくつか確認してみます。

<心理的応急処置における具体的対応>

避けるべき態度

- ・被災者が体験したことや、いま体験していることを、思いこみで決めつけない
- ・病理化しないこと。災害に遭った人々が経験したことを考慮すれば、ほとんどの急性反応は了解可能で予想範囲内のもの
- ・被災者を弱者とみなし、恩着せがましい態度をとらないように留意する。あるいはかれらの孤立無援や弱さ、失敗、障害に焦点をあてない。それよりも、災害の最中に困っている人を助けるのに役立った行動や、現在他の人に貢献している行動に焦点をあてる
- ・何があったか尋ねて、詳細を語らせない
- ・すべての被災者が話をしたがっている、あるいは話をする必要があると考えない。しばしば、サポータータイプ(支持的)で穏やかな態度でただそばにいたことが、人々に安心感を与え、自分で対処できるという感覚を高める
- ・憶測したりせず、不正確な情報を提供しない

子どもへの対応

- ・幼い子どもに対応するときには、子どもの視線の高さにあわせる
- ・学童期の子どもに対しては、感情、心配なこと、疑問を言葉にできるように手助けする。普段気持ちをあらわすのに使っているシンプルな言葉(頭にきた、さびしい、こわい、心配など)を用いる。「恐怖」「脅え」などの極端な言葉は、かえって苦痛を増すので使わない
- ・子どもの話を注意深く聞き、あなたのことをちゃんと理解しようとしているよと伝える
- ・子どものふるまいや言葉が、退行しているように見えることがあることを知っておく
- ・言葉づかいを子どもの発達レベルにあわせる

- ・思春期の人に対しては、大人同士として話しかける。そうすることによって、かれらの気持ちや心配や疑問にあなたが敬意を払っているというメッセージを送ることができる
- ・保護者という子どもについては、ケアをする保護者を支える

高齢者への対応

- ・高齢者はもろさと、同時に強さももっている。かれらは人生のなかで逆境を乗り越えてきた人たちであり、多くの人が効果的な対処能力を身につけていることを忘れない
- ・聴力に問題が見受けられる人に対しては、低いはっきりした声で話しかける
- ・見た目や年齢のみに基づいた決めつけをしない
- ・精神的な疾患を抱えている高齢者は、不慣れな環境に対して、さらに混乱したり、困惑したりしやすい。そのような人を特定したら、精神保健相談等の受付へ紹介する

障害をもつ人への対応

- ・援助を求められたときには、できるだけ静かな、刺激の少ない場所で対応する
- ・直接のコミュニケーションが困難でないかぎり、介護者ではなく本人に向かって話しかける
- ・コミュニケーション能力（聴力、記憶、発話）の障害が見受けられる場合には、簡単な言葉で、ゆっくりと話しかける
- ・「障害をもっています」と主張する人の言葉を信じる
- ・どう手助けしたらいいかわからないときには、「何かお手伝いできることはありますか」と確認する。そして、その人が言うことを信じる
- ・可能なら、自分のことは自分でできるように見守る
- ・目の不自由な人が慣れない場所を移動するときには、「腕をお貸しましょうか」など申し出る
- ・その人の必要に応じて（耳が不自由など）、情報を書きとめることを申し出たり、各種連絡を文書で受け取れるよう手配する
- ・その人の介護必需品（薬品類、酸素ボンベ、呼吸器、装置、車椅子など）を確保する

サイコロジカル・ファーストエイド 実施の手引き 第2版

Psychological First Aid Field Operations Guide 2nd Edition

日本語版作成：兵庫県こころのケアセンターより引用抜粋

4、おわりに…災害時の人権擁護とは

災害などの大きなショックで、自己効力感や自尊感情が低下してしまう人々は少なくありません。その心の回復、そして二次被害を防ぐために何よりも大切なのは、その存在や意見（人権・人格）を受け止められ、認められることであると、前項の心理的応急処置の対応方法には示されていました。

「災害という非常時なのだから、たとえ人権の部分的制限が生じても、多少の不自由は我慢するべきだ」「全員の意見を聞いていたら物事は進まない」こういった声を耳にすることもあります。しかし、非常時には人権の部分的制限ではなく、人権侵害や差別そのものが発生します。また、環境や人心の混乱から、誰しも自分のことで精一杯になってしまい、他者への配慮を実践することは難しくなるかも知れません。だからこそ、災害の様相や災害時の人権について、平時から意識していくことが大切になるのです。

釈尊のみ教えの中には、災害時においても私たちの留意すべき姿勢が示されています。

- ・「正見」には、災害様相や、人心の変化・苦悩などの正しい理解を深めること
- ・「正思惟」には、離欲・不傷・不害についての正しい意志（言語的行為や身体的行為を起こす以前の正しい判断）
- ・「正語」には、言語的行為（妄語や中傷を避けた真実で柔和な、相手の人格にかなった言葉）
- ・「正業」には、正しい身体的行為（生き物を慈しみ、布施を行じること）

縁起・共生を歩む仏教者にとって、災害・非常時であっても、人権における「制限・侵害・分断・排除・差別」は無関係ではありません。東日本大震災では、行政・地域支援の他に、一人ひとりの繋がり・縁による共生が、その後の復興に大きく機能しましたように、「令和6年能登半島地震」の復旧復興の現場でも、同様の配慮を願います。

各種災害、被災者、要援護者、支援者、そして私たち。その全てが、異空間ではなく同じ世界に存在しています。つまり、何ひとつ他人事ではないことを意味しているのです。

非日常という日常を生きる私たちは、“他者と共に在る”ということのを忘れずに歩みを進めたいものです。